

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

私は、昭和32年4月から平成6年3月末の定年退職まで継続してA社に勤務していたが、同社のC工場からB工場へ転勤した時の記録が空白になっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事情報台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和35年7月26日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の昭和35年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はB工場閉鎖により当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を33万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、33万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を49万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、49万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を37万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、37万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間①及び②に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間①及び②の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の標準賞与額の記録を、申立期間①は47万3,000円、申立期間②は16万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月15日
② 平成21年12月15日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によ

って消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、申立期間①は47万3,000円、申立期間②は16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を54万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、54万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を8万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月13日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、8万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月13日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、23万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を48万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月13日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきである

ものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、48万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年8月1日、資格喪失日が24年9月30日とされ、当該期間のうち、21年8月1日から22年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を21年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年8月は20万円、同年9月から22年6月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から22年7月1日まで

申立期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、当該期間についても給与から保険料を控除されていたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細、A社からの回答及びB健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳から、申立人は、同社に平成21年8月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細で確認できる保険料控除額から、平成21年8月は20万円、同年9月から22年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和60年10月から61年1月までの期間を17万円、申立期間②を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、農林漁業団体が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく掛金（訂正前の標準報酬月額に基づく掛金を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月まで
② 平成 2 年 10 月から 3 年 9 月まで
③ 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

私は、ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額が実際と異なっている期間があることに気が付いた。

申立期間①について、給与が下がった記憶が無いので、標準報酬月額は、18万円が正しいはずである。

申立期間②及び③については、A協同組合の職員であったが、県からの委託で、指導員をしており、給与は同協同組合と県の両方から受け取っていた。当該期間のみ、A協同組合だけの給与で標準報酬月額が記録されているが、実際の給与額は28万円が正しいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人から提出された昭和60年分給与所得の源泉徴

収票及び61年分所得税の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額から、当該期間当時の保険料率等に基づき、健康保険料、雇用保険料及び掛金を検証したところ、申立期間①のうち、60年10月から61年1月までの期間に係る標準報酬月額が17万円であったことが認められる。

また、申立人から提出された総合口座通帳の写しに記載されている給与振込額から当該期間の給与支給額を試算したところ、17万円を超える給与を支給されていたことが推認できる。

したがって、申立期間①のうち、昭和60年10月から61年1月までの期間に係る標準報酬月額については、上述の社会保険料控除額において確認できる掛金から、17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和61年2月から同年6月までの期間については、61年分所得税の確定申告書（控）にて確認できる給与支給額又は掛金控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出された総合口座通帳の写しに記載されているA協同組合及び県からの給与振込額を合計すると、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

また、申立人から提出された平成2年分所得税の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額について、当該期間当時の保険料率等に基づき、健康保険料、雇用保険料及び掛金を検証したところ、申立期間②のうち、同年10月及び同年11月の標準報酬月額は、13万4,000円であったことが認められる上、申立人から提出された総合口座通帳の写しに記載されている給与振込額により、当該期間について、13万4,000円を超える給与を支給されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の社会保険料控除額において認められる掛金から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成2年12月から3年9月までの標準報酬月額について、申立人は、掛金控除を確認できる資料を保有していないものの、総合口座通帳の写しに記載されている給与振込額により、当該期間前後の期間における申立人の給与振込額に極端な格差が無いことから判断すると、2年12月から3年9月までの掛金については、2年10月及び同年11月と同額の掛金が控除されていたと推認できることから、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち昭和60年10月から61年1月までの期間及び申立期間②における申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、A協同組合は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に農林漁業団体が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を農林漁業団体職員共済組合

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人から提出された総合口座通帳の写しに記載されているA協同組合及び県からの給与振込額を合計すると、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

しかし、申立人は、当該期間の給与明細書及び源泉徴収票等を所持していない上、A協同組合は、「合併により資料の保存が無いため、申立人の給与の取扱い及び掛金控除方法は不明である。」と回答しており、申立人の掛金控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく掛金が給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成15年12月26日は21万7,000円とされているところ、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことがわかった。同事業所は、年金事務所に訂正の届出を行っているが、年金額の計算の基礎となる記録となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事業主からの訂正の届出により、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年11月4日付けで、15年12月26日は21万7,000円とされたが、当該標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書及びA事務所から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間において21万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、平成15年12月26日とされているが、同事

業所から提出された賞与一覧表により、同年12月19日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年12月及び9年2月から同年9月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月17日から9年10月1日まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額と、給与支払明細書の保険料控除に見合う標準報酬月額が相違しているため、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年12月及び9年2月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、30万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年1月については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで

私は、A社から関連会社のB社に異動した際の1か月が空白期間となっていることに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答によると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和57年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和56年11月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和56年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで
私は、A社から関連会社のB社に異動した際の1か月が空白期間となっているので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答によると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和57年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和56年11月の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和56年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録簿によると、申立人の同社における退職日は昭和 47 年 12 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 47 年 12 月 30 日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和 47 年 12 月 31 日に同社において厚生年金保険の資格を喪失したと記録されている同僚が 3 人確認できるところ、当該同僚のうち 1 人は所在が不明であり、残る 2 人はいずれも本人と連絡が取れない上、書面による照会に対し回答が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7570 (事案 2222、4223、4948、7038 及び 7299 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで
これまでの 5 回にわたる申立てについて、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする文書もらった。

今回、新たに提出する資料は無いが、同僚から、当時の事務担当者の年齢などを聞いたので、事務担当者を特定して話を聞いて、当時の課税資料についても調べ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る当初の申立てについて、複数の同僚の証言により、入社時期は明らかでないが、申立人が申立期間当時から A 社に勤務していたことは認められるものの、i) 複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは入社から 1 年半以上たってからである。」と証言していること、ii) 同社は昭和 54 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは、連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間に係る 2 回目の申立てについて、申立人は、「新たな資料は無いが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張したものの、i) 当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、ii) 当初の申立てに係る調査の際、連絡の取れなか

った当時の事業主は既に亡くなっていることが判明したこと、iii) 当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立人の申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間に係る 3 回目の申立てについて、申立人から、同僚が手書きで作成した在籍証明書が提出されたものの、i) 当該在籍証明書を作成した同僚は、「申立人は、間違いなく A 社に在籍していたが、厚生年金保険の取扱いについては何も分からない。」と証言していること、ii) 申立人が A 社における事情をよく知る人物として名前を挙げた同僚は、既に平成元年 3 月に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人の同社における雇用保険の資格取得日（昭和 40 年 7 月 1 日）は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る 4 回目の申立てについて、申立人は、「過去 3 回の決定に納得がいかないので、再度名前を挙げた同僚から話を聞いてほしい。」と主張したものの、i) 申立人が名前を挙げた同僚 22 人のうち、7 人が既に他界し、4 人が申立人の記憶する氏名だけでは人物の特定ができず、所在が判明した 11 人の同僚のうち 9 人から聴取したものの、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、裏付けとなる具体的な資料及び証言は得られないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚 22 人のうち、4 人の同僚が申立人と同様に B 社から A 社に転職しているが、うち 2 人の同僚については前回調査で聴取していることから、残りの 2 人の同僚について聴取を試みたところ、今回新たに 1 人が既に他界していることが判明し、もう 1 人の同僚から聴取したものの、当該同僚は、「申立人及び今回既に他界していることが判明した同僚と一緒に勤務したが、いつ頃勤務していたか思い出せない。当時の給与明細書などの資料は無い。」と証言しており、申立期間に係る申立人の詳細な勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての資料及び証言は得られなかったこと、iii) 前述の前回未聴取の 2 人の同僚については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が確認できないことから、前回と同様、申立期間当時の同社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 申立期間に係る 5 回目の申立てについて、申立人は、「事務担当者が誰であったか不明であり、申立人の入社時期が明らかでないとする過去 4 回の決定に納得がいかない。調査すれば分かるはずだ。」と主張したものの、i)

当時の事務担当者が不明であること、連絡の取れた複数の同僚から聴取しても勤務期間を特定できないことなどの調査結果については、前回決定時までに申立人に対して通知済みであること、ii) 申立人からは新たな関連資料等の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難いことから、既に当委員会の決定に基づく平成24年5月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 6 これに対し、今回、申立人は、「その後、同僚から、当時事務担当者は25歳ぐらいの年齢だったことを聞いた。C郡の方に住み、軽乗用車で通勤していたようなので、当該事務担当者から話を聞いてほしい。また、申立期間当時の給与から税金が控除されていたのだから、当時の課税資料を調べれば、厚生年金保険料が控除されていたことが判明するはずだ。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、今回、申立人が同僚から聞いたとする事務担当者については、氏名は不明であり、年齢等の情報しか無いことから同人を特定できず、証言を得ることができない上、申立人の住所地を管轄するD市は、課税資料については5年間保存のため申立期間当時の資料は保管していないと回答している。

また、申立人は、「私のほかにも年金記録の無い同僚がいるということのようだが、このような事実からも、オンライン記録がでっち上げの記録であり、正しい届出又は処理が行われていないと考える。関係機関等を指導して事実を解明し、責任を追及すべきだ。」などと主張しているが、当委員会は、関係機関等を指導し、あるいはその責任を追及する組織ではない。

ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月から 16 年 2 月まで

申立期間に係る標準報酬月額が、給与額より低いと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、課税庁から提出された給与支払報告書（個人別明細書）について、A社の複数の同僚から提出等された給与明細書及び賞与明細書を踏まえて検証した結果、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められる。

また、上記複数の同僚の給与明細書によると、給与から源泉控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から25年3月15日まで

厚生年金保険の記録は、A社を昭和22年7月1日に資格喪失し、25年3月15日に同社で再度取得したこととなっており、この間の年金記録が無い。

保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間においてもA社に勤務又は在籍していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和22年7月1日から24年10月4日までの期間について、県から提出された履歴書によると、申立人は、当該期間においてはシベリアに抑留されており、同年10月4日に復員した旨記載されているところ、当該期間は、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定(19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨の規定)の適用期間ではなく、また、A社が加入していた健康保険組合は、いずれも当時の資料等は無く当時のことは分からないと回答しており、申立人の当該期間における在籍実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間のうち、昭和24年10月4日から25年3月15日までの期間について、申立人がA社の次に勤務したB社から提出された履歴書によると、申立人が復員した年月(24年10月)からA社に2回目に入社した年月(25年3月)までの間には、職歴等は記載されていない上、当該履歴書に記載された2回目の入社年月は、厚生年金保険被保険者臺帳(旧台帳)、厚生年金保険

被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格取得年月と一致している。

さらに、上記厚生年金保険被保険者臺帳及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社における1回目の厚生年金保険被保険者資格取得時の記号番号と2回目の資格取得時に新たに付された当該番号は異なっていることが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚に照会しても、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における、勤務（在籍）実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月9日から39年12月29日まで

私は、昭和28年からA社に勤務していたが、38年6月に労働争議が始まり、私を含む労働組合執行委員4名が、組合活動を理由に解雇となった。そのため、労働組合は、B地方裁判所に身分保全の仮処分を申し立てた上、同社にて就業闘争を続けた。その後、裁判が長引いたため、判決を待たず組合と同社は和解交渉を行い、過去の責任の追求は一切しないと同時に退職金及び年金積立金は勤務を続けたこととすることで他に金銭の要求はしないとの協定が交わされた。

しかし、私の年金記録は、申立期間が空白となっているので納得ができない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関係者から提出された資料及び複数の同僚の証言により、申立期間当時、同社において、申立人を含む同社労働組員4名が解雇され、労働争議の後に和解が成立し、時期は不明であるが、同4名が原職復帰したことが推認できる。

しかし、申立人は、「解雇発令後も、A社にて就業闘争を続けていたが、和解成立後の休職期間が終わるまでは、同社からの給与は受け取っておらず、労働組員からのカンパを受けて生活していた。また、当時の給与及び解決金は和解成立後も受け取っていない。」と述べており、A社の関係者から提出された資料からも、解雇発令から和解成立までの期間及びその後の約3か月間については、給与の支払いは無かったことがうかがえる。

また、A社は、既に他社と合併しており、「申立期間当時の関係資料は保存されていないので、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の取扱いについては不

明である。」と回答しているほか、申立人、同僚及びその他の関係者も和解協定書を保管していないことから、同社と同社労働組合との間で交わされた和解内容の詳細は不明であり、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月頃から 54 年 9 月頃まで
② 昭和 60 年頃から 61 年頃まで
③ 昭和 61 年頃から 62 年頃まで
④ 平成 5 年 7 月 23 日から 6 年 10 月 18 日まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB事業所、申立期間③についてはC社、申立期間④についてはD社で勤務していた。A社、B事業所、C社、D社はそれぞれパート社員としての勤務であったが、勤務していたのは間違いないので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言によると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「資料が無いため何も分からない。」と回答しており、申立人の同社での勤務期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社の同僚は、「私は、昭和 51 年頃にA社にパート社員として入社したが、その当時は、社会保険に加入できなかった。その後、パート社員も加入できるようになり、私は、54 年 1 月 8 日に社会保険に加入した。しかし、当時は、希望者のみの加入でパート社員全員が加入していたわけではなかった。」と証言している。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B事業所は、「申立期間当時の資料が無いため申立人

の在籍を確認できなかった。」と回答している上、同事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、B事業所は、「申立期間当時、パート社員については、厚生年金保険の手続を行っていなかった。」と回答している上、同事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚も、「申立期間当時、パート社員については、厚生年金保険の取扱いが無かった。」と証言している。

申立期間③について、C社の事務担当者は、「資料が無く、申立人の在籍が確認できなかった。」と回答している上、当該期間に同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、上述の事務担当者は、「申立期間当時の事務担当者は亡くなっているが、その事務担当者からは、当時、パート社員については厚生年金保険の手続を行っていなかったと聞いていた。」と回答しているところ、C社の顧問社会保険労務士も、「パート社員については厚生年金保険の手続を行っていなかった。」と回答している。

さらに、C社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「パート社員については、厚生年金保険の手続をしていなかった。」と証言している。

申立期間④について、雇用保険の記録、D社の元事業主及び元事務担当者の証言によると、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上述の元事業主は、「パート社員については、厚生年金保険の手続きを行っていなかった。」と回答している上、複数の元事務担当者は、「パート社員については、出勤日数及び勤務時間を考慮して厚生年金保険の手続をしていた。扶養の関係で調整する人もいたので、全員が厚生年金保険の資格を取得していたわけではない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④を含む平成3年9月13日から9年8月24日までの期間において、国民年金第3号被保険者とされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 38 年 6 月 30 日まで
② 昭和 41 年 10 月 12 日から 43 年 2 月 29 日まで

A社B支店では脱退手当金を受け取ったが、C社、D社では脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間のA社B支店に係る被保険者原票には、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」の表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえない（A社B支店での被保険者期間は17か月であり同社のみでは脱退手当金の受給要件2年以上を満たしていない。）ことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間と申立人が受給を認めているA社B支店に係る期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る脱退手当金の最終事業所であるC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取してもA社B支店に係る期間の脱退手当金は受給した記憶はあるが、C社及びD社の脱退手当金は受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①と②の間に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出がない場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。